

アラブ首長国連邦（UAE）新会社法案（原案） 承認から1年後の現状

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP Dubai** から提供を受けたレポート「アラブ首長国連邦（UAE）新会社法案（原案）承認から1年後の現状」に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合は必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai
Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

アラブ首長国連邦(UAE) 新会社法案(原案) 承認から 1 年後の現状

初めに

2011 年末に経済省が初めて発表した、待望の UAE 会社法の法案は、一年以上経った今でも、いまだに連邦国民評議会（以下、「国民評議会」）において審議中である。経済省が発表した当初の法案は、外国投資の誘致・促進を目的とする変更をはじめ、現行法からの大きな方向転換について定めることに期待がかかっていた。しかしながら、外資保有に関する規定を会社法案から削除する（そしてこれを提案されている外国投資法案に盛り込む）という決定や、条文の数が 383 条から 270 条へと削減されたという経済省からの最近の報告により、新会社法の最終的な形が当初の法案からどれほどかけ離れたものとなるのか、不確実な状況が生じている。

UAE 会社法の法案（以下、「会社法案」）は 2011 年末に経済省により初めて発表されたものだが、現行の会社法である、商事会社に関する 1984 年連邦法第 8 号（以下、「商事会社法」）から、以下をはじめとする大幅な変更を実現することに期待がかかっていた。

- ・ さらなる外国投資を誘致・促進することを目的とした変更、すなわち一定の種類会社または事業分野について、49%の外資保有規制を緩和すること。
- ・ フリーゾーン企業がフリーゾーン外で活動するときに、新法の一部の規定の遵守を義務付けること。
- ・ 株式会社や有限責任会社につき、コーポレート・ガバナンス原則を導入すること。
- ・ 一人会社たる有限責任会社の設立を認めること。
- ・ UAE において支店または駐在員事務所を開設する外国会社は国民サービス代理人を選任しなければならないという義務を撤廃すること。

本レポートは、会社法案において定められたいくつかの重要な変更についてその概要を示すものであり、（外資保有に関する規定を除き）発表された当時の会社法案に基づいて作成したものであるが、法案の現状をめぐる、経済相のスルタン・ビン・サイード・アル・マンズーリ閣下からのコメントや報道も考慮に入れている。なお、経済相は最近、会社法案から一部の条文が削除された旨のコメントを発表しているため、以下で取り上げた条文の一部が最終法案には含まれない可能性や、実際に施行される法律の規定とはその一部または全部が異

なる可能性があることに、留意されたい。

外資保有と外国投資法案

会社法案の規定の中でもとりわけ大きな期待がかかっていたのは、外資保有に関する規定である。最初に発表された段階での会社法案は、経済相の勧告に基づき、かつ所轄当局（該当する首長国において会社の事務を取り扱う現地の当局）と協議することを条件として、内閣に

- (a) UAE 国民に限定される事業活動の種類を決定する決議を発出し、
- (b) 100%外資保有、または外資保有割合が 49%を上回ることが認められる会社の形態、および事業活動もしくは会社の種類を決定する決議を発出する権限

を与えていた。しかし、国民評議会での審議中に、この規定は UAE 国民にマイナスの影響を及ぼすであろうとの懸念が議員から提起されたため、この条文は、今では会社法案から削除されており、外国投資法案に置かれることになっている。外国投資法案は現在ドラフト中であり、まだ発表されていない。経済省は、外国投資法案に盛り込まれる新たな外資保有規制がどのような内容となるのか、当初の期待どおり一定の種類ของบริษัทや具体的な事業分野を取り上げるのか、または外資保有の上限を 49%とする現行の立場に何か大きな変更が加えられる可能性の有無について、まだコメントを発表していない。また、外国投資法案のタイミングや現状については、何ら指針や説明が出されていない。

会社法案の対象外となる会社

連邦政府または首長国政府が完全所有する会社は、基本定款および付属定款に会社法案の適用を除外する旨の規定を置くことによって、同法の適用を免れることができる。この適用除外は、100%政府に所有される会社の場合にのみ、認められるものである。株式を公開したり、金融市場の一つに上場した場合、適用除外は認められなくなる。

フリーゾーン企業

拠点であるフリーゾーンの外の UAE 広域において事業活動を行おうとするフリーゾーン企業は、今後は登録を受け、内閣が発出する決議によって課される

その他の条件をも遵守しなければならない。当該決議は、フリーゾーン企業が UAE 本土において活動をするための登録要件や、満たすべき条件について定めるものとなる。内閣による決議案の内容や、その発表のタイミングについては、このほかに何ら指針や解説が出されていない。

一人会社

現行の商事会社法は、UAE の有限責任会社や非公開株式会社について、株主が 2 人以上であることを要件として定めているが、会社法案は、1 人の株主（自然人・法人を問わない）が会社を設立し、株式の 100%を保有することを認めている。一人会社の株主の責任は、会社への出資額に限定される。ただし、新たな外国投資法が（一定の種類会社または具体的な事業分野・業界について）外国資本による 100%所有を認めなければ、今後一人会社としての設立が認められるのは、UAE 国民が完全所有する会社に限られる可能性もある。一人会社の商号には、「有限責任の個人事業体」または「個人事業体—非公開株式会社」のいずれかの文言が含まれなければならない。

株式資本

商事会社法は、その会社形態を問わず UAE で設立された会社に、株式資本を全額発行することを義務付けている。会社法案は、公開株式会社に、発行済株式に加えて発行可能株式について定めることも認めているが、発行可能株式総数は、発行済株式総数の 2 倍以下でなければならない。また証券・商品委員会の定めるその他の規則にも適合していなければならない。

新株引受権

会社法案は、公開株式会社の株主が、証券・商品委員会の定める規則および条件に従って、実質的な対価と引き換えに、自ら保有する新株引受権を別の株主または第三者に売却することを認めている。

戦略的パートナー

会社法案には、公開株式会社の株式資本の増加を制限する新たな規定が設けられている。（上記の新株引受権についての説明を参照）。もっとも、このような制限は、会社が特別決議によって、株式を引き受ける戦略的パートナーの参入

のために株式資本を引き上げることを決定した場合には、適用されない。「戦略的パートナー」とは、「会社のために、技術上、業務上または営業上の支援を提供することによって会社に貢献するパートナー」とされている。なお、会社法案では、戦略的パートナーによる株式の引受けのための条件や手続きについて定める、証券・商品委員会の決議が成立することが予定されている。

従業員報酬制度のための株式の発行

会社法案は、従業員が株式報酬制度に参加することによって会社の資本に対する株式を所有することを奨励し、これを認めることを目的として資本を増加させる場合には、新株引受権に関する法の規定、またはその他会社の資本の増加に関する規定が発動しないとする、公開株式会社に適用される新たな規定を設けている。取締役会は、従業員のための株式報酬制度の詳細を株主総会に提出する必要がある、制度自体もそのような制度に関する証券・商品委員会の規則や規定に適合するものでなければならない。

持ち株会社

会社法案は、株式会社や有限責任会社の持ち株会社に、その子会社が必要とされている会計帳簿をつけて、株主総会での承認のために連結決算を作成し、確保することを義務付けている。会社法案は、持ち株会社と子会社の双方について定義しており、持ち株会社を、UAE 国内または海外に子会社を設立し、子会社の経営を支配することや、子会社の決議に影響を及ぼせるような株式を保有することによって、既存の会社を支配する株式会社または有限責任会社、として定義している。持ち株会社の目的は限られており、これは会社法案に定められているが、株式会社や有限責任会社の株式の保有、子会社への融資、保証および資金の提供、自らの事業活動の開始に必要な動産および不動産の取得、子会社の経営、などが含まれている。持ち株会社が子会社を通じて自らの事業活動を行うことは、禁止されている。

業務執行者や取締役の義務

会社法案は、会社の業務執行者や取締役に対して、会社を経営し、会社の権利を保全し、会社の利益のために誠実かつ忠実に職務を遂行することを義務付ける新たな規定を導入しており、これは会社の形態を問わず適用される。また、会社の基本定款や付属定款に、当該会社の現役の役員や元役員がその職責に基

づいて負う個人責任を免除する規定を設けても、これは無効とされる。会社法案は、これらの規定によって会社がこの種の責任につき取締役を補償することも禁止されるのかについては、触れていない。

第 88 条は、有限責任会社の取締役は詐欺的行為、および権限の不正使用または UAE 法、定款もしくは任用契約の違反、重大な経営判断の誤りにより発生した一切の損害や費用につき、会社、出資者および第三者に対して個人として責任を負う、と規定している。

第 90 条は、業務執行者が（株主総会の承諾を得ていない限り）競合他社もしくは同様の目的を有する会社の経営を行うこと、自己のために経営を行うこと、または第三者のために経営を行うことを禁止しており、さらに業務執行者は、会社が行う取引と競合するか、もしくはこれと同種である取引を行うことも認められない。

外国会社の支店と駐在員事務所

UAE で支店または駐在員事務所を開設する外国会社が国民サービス代理人を選任する義務は、撤廃される。支店または駐在員事務所を開設する外国会社が国民たる代理人を選任することを選ぶ場合、当該代理人は UAE 国民でなければならない。代理人が UAE の会社である場合、同会社の全出資者は UAE 国民でなければならない。

既存の会社によるコンプライアンス

既存の会社は、新法の施行日から一年以内に、その基本定款および付属定款を新法に適合するように変更しなければならない。内閣は、経済相の助言に基づいて、この期間を延長することができる。所定の期間内に定款を新法に合わせず変更しなかった会社は、第 380 条に基づいて、解散したものとみなされる。

現状とタイミング

会社法案は、2011 年 12 月 4 日付で閣僚評議会によって署名された。その後、国民評議会において数回にわたり審議されているが、その結果、同法案は（外資保有に関する規定の削除を含め）380 条超から ~~270~~ 条へと大幅に削減されている。法案を法律として成立させるための手続きについては、UAE 憲法におい

て、次のように定められている。

- ・ 閣僚評議会が法案を作成し、審議、議論、コメントのために国民評議会に提出する。
- ・ 国民評議会は、法案に関する決定を発表し、決定とコメントを閣僚評議会へ送り返す。
- ・ 閣僚評議会は、法案および国民評議会による決定とコメントを大統領に提出する。
- ・ 法案は、大統領による承認を受けるために最高評議会へ提出される。
- ・ 承認後、大統領は法案に署名する。
- ・ 法案は、UAE の官報において公布するために、司法省に送付される（これは大統領による署名から 2 週間以内に行われなければならない）。
- ・ 法案は、法案に記載された日から法律として施行される。

最近の報道によれば、会社法案の中でも、国民評議会による最終決定を残しているのは、企業の社会的責任、議決権、同族会社の定義および法の対象となる会社の種類に関する規定のみとなっているもようである。会社法案が閣僚評議会へ提出され、（上述の）承認のためのすべての形式的手続きを経れば、会社法案は官報上で公布された日から 3 カ月後に施行される。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）